

**令和8年度群馬県産有機農産物等の販路拡大及び認知度向上に関する業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

令和8年度群馬県産有機農産物等の販路拡大及び認知度向上に関する業務の受託候補者を選定するため、次のとおり実施事業者を公募する。

2 業務の名称

令和8年度群馬県産有機農産物等の販路拡大及び認知度向上に関する業務

3 発注者

群馬県知事 山本一太 （担当課：農政部ぐんまブランド推進課）

4 業務の内容

別添「令和8年度群馬県産有機農産物等の販路拡大及び認知度向上に関する業務委託仕様書」のとおりに

5 見積上限額（予算額）

26,000,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）

※採用された事業者に対して、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積もりを依頼する。

6 応募資格

次の条件のすべてを満たしている者

- (1) 委託契約における業務受託者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- (2) 事業執行にあたり、群馬県の指示に従い、経理処理や事業遂行、その報告などを適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (8) 群馬県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (9) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (10) 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。

7 スケジュール

(1) 応募期間

令和8年4月14日（火）から令和8年4月24日（金）12時まで

(2) 質問受付期限

令和8年4月20日（月）17時まで（必着）

(3) 企画提案書提出期限

令和8年4月24日（金）12時まで（必着）

(4) 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

令和8年4月28日（火）

※仮日程、変更の可能性があります。

(5) 受託予定者の決定及び通知

令和8年4月下旬（予定）

(6) 契約締結

令和8年4月下旬（予定）

8 質問受付

本プロポーザルの参加や企画提案書の作成にかかる質問を以下のとおり受け付ける。

なお、審査に係る質問は受け付けない。

(1) 受付期間

公募開始日から令和8年4月20日（月）17時まで（必着）

(2) 質問様式

質問票（様式1）

(3) 質問方法

電子メールによる

(4) 提出先

下記13のとおり

※件名を「【質問事項】令和8年度群馬県産有機農産物等の販路拡大及び認知度向上に関する業務（事業者名）」とすること。

※提出する際は、電話（下記13記載の電話番号）で電子メールの受信確認をすること。

(5) 回答

質問に対する回答は、4月22日（水）までに行うものとする。ただし、質疑の内容によっては、公平性を担保するため、回答内容を県ホームページに公表することがある。

9 企画提案の手続き等

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の書類を期限までに提出すること。

(1) 提出書類・提出部数

ア 応募資格に関する申告書（様式2）【1部】

イ 消費税に係る課税事業者又は免税事業者届出書（様式3）【1部】

ウ 暴力団排除に関する誓約書（様式4）（注*）【1部】

- エ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）（注＊）【1部】
（3か月以内に発行されたもの。コピー可）
- オ 直近の決算に係る財務諸表（注＊）【1部】
- カ 個人情報管理体制届出書（様式5）
- キ 会社概要等事業者の概要がわかるもの（パンフレット等）（任意様式）【1部】
- ク 企画提案書表紙（様式6）【1部】
- ケ 企画提案書（様式任意）【1部】

企画提案書には次の内容を必ず記載すること。

- a 業務実施体制（会社所在地、会社概要、過去の実績も記載すること）
- b 提案内容（別添仕様書の業務内容を反映すること）
- c 業務スケジュール
- d 費用積算（見積書）

見積書の宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、内訳には各経費の単価、数量（単位）、消費税及び地方消費税額を明記すること。

- e その他、必要な資料

※「群馬県物品等購入契約資格者名簿」掲載者は、（注＊）印の付いた書類の提出は不要。

（2）提出方法

電子メールによる

※ 件名を「【応募資料】令和8年度群馬県産有機農産物等の販路拡大及び認知度向上に関する業務（事業者名）」とすること。

※提出する際は、電話（下記13記載の電話番号）で電子メールの受信確認をすること。

※データのサイズが5MBを超える場合は、提出方法について事前に群馬県に相談すること。

（3）提出先

下記13のとおり

（4）提出期限

令和8年4月24日（金）12時まで（必着）

（5）書類の取扱い

- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。
- ・提出された応募書類等は、事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、事業者として採択された場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）、「群馬県情報公開条例」（平成12年6月14日条例第83号）に準じ、不開示情報及び非開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

（6）提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ その他企画提案に関する条件に違反した提案

10 審査

(1) 審査日程

令和8年4月28日(火)

※仮日程、変更の可能性があります。時間については、別途通知します。

(2) 審査方法

提案資料を用いたプレゼンテーション、ヒアリング等による。

(プレゼンテーション10分、ヒアリング5分程度を想定)

なお、審査委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(3) 開催方法

対面又はオンライン

(4) 審査会場

群馬県庁(群馬県前橋市大手町1-1-1)

(5) 審査基準

- ア 趣旨・目的の理解に関すること(事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解)
- イ 企画提案内容に関すること(企画力、実現性・具体性、構成内容、オリジナリティ、表現方法)
- ウ 実施体制等に関すること(業務遂行能力、業務への熱意・意欲、事業実績)
- エ 積算に関すること(見積金額の妥当性)
- オ 総合評価(全体的な整合性)

(6) 契約交渉の相手方の選定方法

審査基準に基づき、審査を行い、最も点数の高い事業者を優先交渉者として決定する。

(7) 審査結果

令和8年4月下旬を目途に応募事業者全てに通知する。

なお、電話での問合せには応じない。受託候補者については、県ホームページにて公表する。

11 契約締結等の手続

(1) 委託契約の締結

企画提案内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、見積上限額(予算額)の範囲で群馬県との交渉で決定する。

なお、優先交渉事業者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

(2) 検査の実施

適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、業務終了後の事務監査等(国の会計実地検査を含む)を行う場合がある。

なお、本業務に関する証拠書類は委託契約終了後、5年間保存する。

12 注意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には契約を解除することがある。
- (3) 企画提案提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨を書面（様式7）にて提出すること。
- (4) 契約相手方が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合においても、受託者の損害を補償しない。
- (5) 本業務は、内閣府所管の「地域未来交付金」等を財源に実施する予定のため、法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行うこと。
- (6) 実施要領に定めのない事項、又は本要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、定めるものとする。

13 担当所属

群馬県農政部ぐんまブランド推進課販売戦略係

電話 : 027-226-3129

E-mail : aic@pref.gunma.lg.jp

(エー,アイ,シー,アットマーク,ピー,アール,イー,エフ,ドット,ジー,ユー,エヌ,エム,エー,ドット,エル,ジー,ドット,ジェイ,ピー)